

# 外国特許トピックス

2018年8月  
特許業務法人 志賀国際特許事務所  
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## 韓国出願の委任状要件緩和と、漢字圏の国における委任状要件の比較

このたび、韓国出願において外国法人の委任状要件が緩和されましたので、今回は韓国出願の委任状要件緩和と、同じ漢字圏にある日本、中国、台湾との委任状に関する比較を紹介致します。

### 1. 韓国出願の委任状要件緩和

従前の韓国出願における韓国代理人に対する委任状において、外国法人は会社の代表者ではない者が委任状に署名する場合に委任状の公正証書の提出を要求されていましたが、韓国特許庁は、2018年8月10日より外国法人の委任状要件(特許法施行規則第8条第1項3号)を緩和すると発表し、会社を代表して委任状に署名することができる正当な権限を有する者(知的財産部長等)による署名も認められることになりました。これは、既存の委任状要件が外国企業にとって厳格なものとなっており韓国出願手続きを行う際に負担となっているという点を韓国弁理士会や関係機関が問題視し、韓国特許庁に改善を求めた結果によるものです。

ただし、会社の代表者ではない者が署名する委任状の委任事項として、出願の放棄・取り下げ等の特別授権事項が含まれている場合(包括委任含む)は、依然として署名権限認定書または公正証書のいずれかの提出を要求されています。通常これらの委任事項は委任状に含まれていますので、従前の委任状フォームを使用して会社の代表者ではない者が署名すると、出願放棄などを行う際には署名権限認定書または公正証書の提出が必要となります。

そこで、韓国代理人は、従前の委任状フォームに署名権限認定書の内容、すなわち署名した者が法人を代表して委任状に署名する正当な権限を付与されたことを認める旨を併せて記載し、署名又は捺印するように委任状の様式を変更して、署名権限認定書または公正証書の提出を無くし委任状の提出のみで済むように対応し始めています。

今回の緩和により、特に書類公証手続きに時間を要する国(中国など)や、委任状の署名者の職責が CEO, Representative, President または Owner ではない場合が普通である国(中国の「Legal Representative」または欧州の「Managing Director」など)の外国法人の負担が軽減される見込みです。

### 2. 漢字圏の国における委任状要件の比較

上記の韓国委任状要件緩和に関連して、韓国では委任状への署名に替えて、代表者名の記名とその代表者印の押印も認められています。漢字圏の中国、韓国、台湾において、外国法人がそれぞれの国に出願する際の委任状要件を各国の代理人に問い合わせ比較してみたところ、代表者は知財部長等でも認められ、その代表者の署名(または記名+押印)のみでよい点で各国とも共通しているようです。

比較項目	中国	台湾	韓国
署名者(または記名される者)	会社代表者の他会社の知財に関し決定権を有する者(知財部長等)。	会社代表者の他会社の知財に関し決定権を有する者(知財部長等)。 ★委任状記載の代表者は願書の記載の代表者と一致する必要あり。	会社代表者の他会社の知財に関し決定権を有する者(知財部長等)。 ★後者に関しては上記1のとおり要件あり。
記名+押印の可否	署名の代わりに、記名+捺印も可。 ※現地代理人によって社印がよいとする見解と、代表者印がよいとする見解に分かれる。	署名の代わりに、記名+捺印も可。 ※日本法人に関しては代表者印のみ可(社印のみ押印は不可)。	署名の代わりに、記名+捺印も可。 ※現地代理人によって社印が望ましいとする見解あり。
「署名」と「記名+押印」の可否	どちらかでもよい。	どちらかでもよい。	どちらかでもよい。

これに対して、内国法人向けの場合、中国と台湾では記名+押印のみ認められ(台湾では社印と代表者印の両方)、韓国では署名または記名+押印のどちらかでもよい反面、原則として特許庁に登録された印鑑又は署名以外は認められず、各国とも外国法人の要件と比べると要求が一段上がっています。

日本特許庁は、特許出願の委任状において、外国法人には会社代表者の署名を要求するのに対し(記名+押印も可)、内国法人には「名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す」ことを要求します(記名+押印が要求されます)。そして、係属中案件につき、委任状に押印される印鑑は特許庁届出印鑑との一致が求められます。

印鑑文化が強く残っている国においては、署名文化を含めて国際標準を考慮した要件設定が必要となり、この点で外国法人に対する要件と内国法人のそれに差が生じているようですが、印鑑の最大の目的が本人照合という視点を委任状要件にも反映させて特許庁印鑑登録制度を採用する日本と韓国は、世界で印鑑文化を最後まで残す国となりそうです。

以上